

第4回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成22年9月29日（水） 午前10時～正午

会 場：熊本市役所4階モニター室

出席者：上野委員長、荒木副委員長、岩下委員、長塩委員、中島久美子委員、中島洋一委員、西村委員、平橋委員、松崎委員、吉田委員

上 野 委員長	1 開会 ただいまから第4回熊本市自治推進委員会を開会いたします。本日の委員の方々の出欠についてですが、平橋委員は、少し遅れるとの連絡をいただいております。 それではまず、配布資料の確認を事務局よりお願いします。
事務局	委員の皆様には、事前に資料を郵送させていただいております。 ・第4回自治推進委員会次第 ・資料1「第3回熊本市自治推進委員会のまとめ」 ・資料2「自治基本条例庁内推進会議での協議について」 ・資料3「条例に盛り込むべき項目と内容（案）及び委員意見の取扱い区分」 参考資料として、 ・「（仮称）市民参画と協働の推進条例」の全体構成のたたき台（正副委員長案）への委員の意見一覧」 ・上野委員長提供資料「ソーシャルキャピタルと地域社会の未来」 また、個人の方より委員長宛に資料が提出されております。この件に関しては、委員の皆様にご覧ということではよろしいでしょうか。
上 野 委員長	私に送っていただいたものは、委員会へ送っていただいたものということでよいと思います。非常に膨大な資料で内容を全てご紹介する時間がないので、会議の合間にご覧します。
上 野 委員長	2（1）前回の協議事項の確認 「（1）前回の協議事項の確認」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第3回自治推進委員会の「会議録」と併せて、資料1として「第3回熊本市自治推進委員会のまとめ」を作成しております。これは、各委員のご意見の要点をホワイトボードに記載し、整理したものです。
上 野 委員長	これらの資料は既にご覧になっていると思いますが、修正点がありますか。 （委員の発言なし） 2（2）庁内協議の報告等について 議事の2番目「（2）庁内協議の報告等について」に入っていきたいと思いますが、前回、皆様のご意見を踏まえながら正副委員長案をお示ししたところですが、市の各担当課にもご意見をいただくように事務局に依頼しておりました。さらに、西村委員からパブリックコメントと審議会等についてご質問があつており

	ましたので、この２点について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料２「自治基本条例庁内推進会議での協議について」に基づき、報告させていただきます。 「自治基本条例庁内推進会議」は、庁内において自治基本条例を推進していくために設置しているもので、各局主管課長を中心として２５名で構成しています。この会議を８月３０日に開催したところです。会議の内容は資料２として配布しておりますので説明は省略させていただきますが、「Ａ総則」「Ｂ参画」「Ｃ協働」「Ｄ推進のための制度」「その他」について、それぞれ庁内から意見をいただきました。なお、この資料２は、当委員会で答申をまとめていただくための参考意見ということで取り扱いをお願いいたします。 続いて、西村委員からのご質問について広聴課と行政経営課から説明いたします。 (資料配布) ・第３回自治推進委員会における質問に対する回答（広聴課） ・第３回自治推進委員会における質問に対する回答（行政経営課）
広聴課	広聴課でございます。第３回自治推進委員会における委員のご質問について回答させていただきます。 まず、「１パブリックコメントについて」です。 「①パブリックコメント資料設置箇所の推移」についてお尋ねがございました。資料に記載しておりますとおり、平成１９年度から平成２２年度にかけて設置箇所が増加しております。一番の理由は、地域コミュニティセンター建設によるものですが、合併により設置施設が増えたことも挙げられます。 次に、「②「補足修正」対応の意味」ですが、本市の考え方のひとつとして、「いただいた意見を踏まえ素案を修正する」という意味でございます。 次に、「③素案に対して何箇所意見が取り入れられて修正されたか」という質問についてです。パブリックコメント制度は広聴課で取り扱っておりますが、実施から結果の公表までは各課で対応しており、当課におきましては、結果報告の通知書のみにいただいております。そのため、件数は把握しているものの、素案の修正内容については把握できていない状況です。 続いて、「２「市長への手紙」、「わたしの提言」について」に関する「①「解決」「未解決」「検討中」の件数」についてのご質問です。対応にはいくつかの種類があり、それぞれの件数を示しております。広聴課で受けた「市長への手紙」及び「わたしの提言」については、担当課へ回答を依頼しており、各課で対応の分類を選択することになっております。平成２１年度は合計９８７件、その内訳を示し、件数の下には分類の説明を書いております。「完了」「了承」「検討」「出来ない」「その他」の種類があります。

	最後に、「3 広聴制度の問題点と改善策について」ですが、市民の声をさらに広く取り入れる工夫が必要であると考えておりますことから、「市民の声」や「市長との直接対話事業」について周知を徹底し、公表についても迅速な対応に努力してまいりたいと思います。
行政 経営課	行政経営課でございます。私からは、審議会関係について説明させていただきます。第3回の自治推進委員会で提出しました審議会一覧の資料について、委員からリストアップしている基準は何か、また、設置期間が一年未満の会議体等も含めた全体像がどうなっているのか、という趣旨のお尋ねがあったかと思えます。この件につきまして、資料「第3回自治推進委員会における質問に対する回答（行政経営課）」に沿って説明させていただきます。 本市では、「審議会等の設置等に関する指針」を定めており、その中で、審議会等の基本区分を「市政運営上一定の役割を担う組織化をされた機関」と定義しております。さまざまな審議会等がありますが、大きく3つに分類しております。審議会等と分類する中には、一つは「附属機関」として地方自治法に基づき条例等で設置が位置づけられている会議体です。資料のとおり「行政執行に相当程度影響を与える調停、審査、審議又は調査等を行い、その結果が原則として集約化・文書化される機関」となっております。附属機関につきましては、設置根拠として条例化が必要です。もう一つ、「行政執行上参考となる意見の聴取、交換、懇談等の場」として、「懇談会等」と分類されている会議体がございます。これら2つを合わせて熊本市では指針に基づき「審議会等」と位置づけております。附属機関が平成22年度で88件。懇談会等が10件設置されていると把握しており、合わせて98件の審議会等が設置されているということで資料を提供したところであります。 また、それらに属さない組織化されていない会議もあります。例えば、臨時的に設置されたもので、設置期間が1年未満のものは「その他」と分類しており、資料には掲載しておりません。審議会等の設置につきましては、本市の附属機関という組織でございますので、ホームページ等を通じて市民の皆様にお知らせをしているところでございます。しかしながら、委員からご指摘がございましたように、「その他」の会議体については、その実態を一元的に把握している部署がございません。私ども行政経営課が組織管理の一環として審議会等の調査等を行っておりますが、「その他」の会議については、現状、把握していない状況であることから、市民の皆様への情報提供のあり方の課題として、今後、市民の皆様からの要求頻度や必要性を踏まえ、情報収集の仕組みづくりについて検討を行っていく必要があると認識しているところでございます。
上 野 委員長	ただいま庁内推進会議とパブリックコメント等の状況について説明がありましたが、ご質問はございますか。

西 村 委 員	行政経営課の報告ですが、「その他」の会議については、改善される、集約をこれからすると理解していいですか。
行 政 経営課	前回の会議の中でもご指摘があったかと思います。「その他」については、分類は載せておりますが、市民からの情報提供の要求頻度や必要性を踏まえと申しましたが、総体的にどういった会議があるのかという情報収集については私たちも必要性はあると認識しております。どういった方法で収集するかということはこれから検討します。
西 村 委 員	わかりました。パブリックコメントについてですが、「完了」というのは解決したと理解してよいのでしょうか。
広聴課	はい。
西 村 委 員	わかりました。
上 野 委員長	他にご質問はございますか。
吉 田 委 員	私は昨年、「市長との直接対話事業」の「おでかけトーク」を体験したのですが、市長と関係課の方が出てきて色々説明され、また、色々な質問にも応じてくれました。その後、文書で回答もいただきました。非常に役に立ったという感じを持っておりますが、資料に「更に公表についても迅速な対応で公表していくよう努力していく」とあります。公表はどのように行っているのでしょうか。
広聴課	公表は、ホームページへ掲載するとともに、ホームページをご覧になれない方のために、市民センターや総合支所に資料を設置しています。
上 野 委員長	他にご質問はないですか。 (委員の発言なし) 無いようですので次の協議事項に入りたいと思います。 2 (3) 盛り込むべき項目と内容について 次は、「盛り込むべき項目と内容について」ということです。資料3は、これまでの皆さんのご意見、あるいは審議経過等も踏まえながら整理したものです。多くのことが書いてあるのですが、太線で囲ってある部分が私どもに諮問され、答申を行う内容に深く関わる部分ということになります。ここにつきましては、私から説明を申し上げたいと思います。 資料3「条例に盛り込むべき項目と内容(案)及び委員意見の取扱い区分」をご覧ください。
西 村 委 員	その前に、上野委員長から提供された論文「ソーシャルキャピタルと地域社会の未来」について説明をお聞きしたいです。これまで、荒木副委員長からは参画と協働について、論文などで考え方を聞いてきました。今回提供された上野委員

	長の論文は非常に重要な論文だと思ったのです。今後の参画と協働を進めていくうえでも、それから、2年間の自治基本条例の検証をしていくうえでも、この上野委員長の論文は、多くの重要な示唆や提起がされている。例えば地域の問題も、地域コミュニティを社会的な制度として見ていくということも新しい観点から提起されていますから、上野委員長の説明をお聞きし、議論に入っていくほうがよいのではないかと思います。
上 野 委員長	では、簡単に私の考えを説明させていただきます。 参画と協働は、民主主義社会の中では政治的に正しい言葉です。ありうるべき目標かもしれません。ただ現実的には、昔「樫の木の下の民主主義」と言いましたが、数百人、数千人ぐらいの町や村でみんなが集まって協議をして決めていくような政治はもう不可能だという時代に来ていることも、片方で認識しておかなければならないと思います。こういう中で、間接的に市民の意見を拾い、議論する議員等を選んで、その方々に専任として考えていただくという仕組みができてきたと思います。基本的には議会が市政運営をしているというのは、地方自治の発祥の地であるヨーロッパでも当たり前ですし、アメリカでも多くの地方自治体は、首長なしに議会が決め、議会が運営していく。こういう姿から発展してまいりました。しかし、更に近代のように高度化した社会では、専門的な組織いわゆる官僚組織を使って、迅速に、日々処理していく事柄が非常に増えたことから、首長を作る。当初は議会の中から選んでいたわけですが、それをさらに市民の公選で選ぶというような形、いわゆる大統領制。日本では首長制というのですが、あり方とすれば大統領制です。こういう形になってきました。そうしますと、時に市民の判断というのは、ある事柄については賛成するけれども、ある事柄については賛成できないなどということが起きてしまいます。そういう意味では首長は全ての事柄をパッケージ化して選挙で競われて選ばれる。しかし、個別の事柄については、それぞれの思いで選ばれた議員といつも一致するとは限らないわけです。そういうさまざまなやり取りの中で、最終的に予算、法律、条例を作ることには議会がオーソライズしなければならない。しかし、できたものについては、基本的に住民も議会も、執行機関にある意味では任せている。こういうものは、法律や政治的に考えますと、基本的に任期の期間については、その責任はそれぞれの政治家がとるという形で動いてきています。ただ、さらに議会が十分に市民の意見を取り込むことがうまくできないような事態も出てまいりましたし、逆に言うと、市民の関心、利害が非常に多様化してしまっていて、いわゆる過半数を取れるような意見というのが、取れないような時代になってまいりました。こうなってくると、私たちは暴力的な解決は拒否しているわけですから、多数決等でやっていく。そういう比較的多くの方が指示するものを前提にしながら、それでも少数者の方の意見を抹殺しないような良い落とし所を探っていく努力が求められる

ようになってきたわけです。私は、本来ならば行政の執行については、行政機関が精一杯やればよいと思うのです。ただ、それだけではやはり十分ではないため、市民の意見を聴きながら、行政の企画、執行、評価で、少しでもよくなるような手直しをやっていくべき。こういう理解、こういう仕組みになっているのだろうと理解をしています。時に政治家、あるいは行政の執行がうまく動かなければ、リコールその他の手段があるわけです。あるいは措置が必要であれば、そういうものを求めて住民の力を出していく。政治や行政がうまくいかないときに住民がもう一度権限を取り戻す。こういうことについても保証はされているわけです。これは特別の場合です。いつも使ってはいけない。まして、アンケート調査等も、下手すると数千万、億のお金がかかるわけですから、全ての事柄をいちいち住民に聴くという、こういう無責任なというか、ポピュリズム（＝人民主義、民衆主義、民衆の要求と支持に基づく運動）的な政治家は逆に民主的社会には望ましくないと考えております。私がここに書いておりますのは、そういう仕組みの中でも、もっと住民に近いレベルの問題からそれを考えてみたいと思っているのですが、農村地域では比較的行政がまかなう部分の残余の部分、住民の生活に関わる部分については、コミュニティが支えてくる力を持っていた。都市では、みんな才能を持った人が地域のことはほとんど関心がなく、自分の会社や自分のことだけで頑張っても、それでも別の価値を生み出す、そういう原動力を持った部分が都市だろうと思うのですが、こういうところでは、コミュニティの力は十分ではない。そういうところについては、民間サービスや、他の行政への支援等、高度な都市機能を発揮するためのサービスが必要だろう。どうしてもコストがかかる。これもあるだろうと思います。しかし、右肩上がりの人口増加時代は、比較的さまざまな人材をコミュニティでも確保することができました。ただ、いくつかこの論文の中に書いてありますが、近年は都市がスプロール（＝都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと）化し、男女とも働いてしまう。地域社会、あるいは家庭生活を担ってきたマンパワーは、かつては確かに女性に偏っていた。アンペイドワークといわれる無償労働を女性が行い、有償労働を男性がやるような、そういう役割分担で動いていたわけです。人権的な意味は別として、いずれにしろ私たちが暮らしていくうえでは、コミュニティの中で助け合っていく共助の部分と、子育てや介護やあるいは自分の身体を清潔にし、病気から回復し、明日また元気に働く。こういう家庭の場の自助の部分が残念ながら非常に弱くなってしまっていると思います。託児所の要望や、ディケアセンター、介護施設、惣菜屋、クリーニング屋など、さまざまな家庭のことが外部化されて、お金を払う。あるいは公共サービスで提供される。これを当たり前と思う時代になりました。なおかつコミュニティについても、市は補助金を出したり色々なテコ入れをなさっているわけですが、自分たちで自治をやっていくというよりも、

何らかの行政サポート等も得ながら、その中でやっていくということでない、うまくまわらない時代になっているのだろーと思います。その一つの原因には、先ほどのスプロール化や、共稼ぎが増えたということもあるのですが、もう一つ、自分自身の教育や就職、こういうものの機会を求めて移動して回るような人生設計を持つ人たちが非常に増えたということもあるのです。地域の人たちを知らなくても暮らしていける。こういう世の中が増えてしまったこと。このことは結果として、私たちは自由に生きることができる。能力さえあればどこでも暮らせる。しかし他方で、誰も私のことを認めてくれない。認知してくれない。あるいは、自らがそういう中で人との付き合いを拒むようになってしまえば、社会的孤立、引きこもりや亡くなっても気づかない状況が起きてしまっていると思います。こういうコミュニティの力が弱まっていく部分については、近代化の中で残念なことですがある意味で仕様がな。しかし、それを極限まで進めて自分の力でやるのか、あるいは公助でやるのか。この二者択一では世の中はまわらないだろーと思っております。そういう意味では、福祉国家体制という戦後にできてきた素晴らしい年金や健康保険制度もある私たちの暮らしを維持できたとは思いますが、現実的にこれだけの勢いで人口減少と高齢化が進んでいくと、従来の形では維持困難、維持不能なのです。そうであれば、昔には戻れない。しかし私たちが社会の一員として考えていくべき個人のかかわり方。地域でのかかわり方。あるいはNPOやボランティアのように、テーマ型とありますが、高齢者支援、環境、子育て等、それぞれに関心をお持ちの方々が非営利的な活動を行う。こういうものに賛同し、寄付をするということも起きてくるでしょう。地域を支えていく方策をうまく組み合わせないといけないと思っております。

私自身は、この自治基本条例や、今回の諮問されている課題については、大きな意味で、住民の政治参加だろーと思っているんです。基本的にそれは政治のチャンネルでやるべきであって、市議会等にもう少し頑張ってもらいた。あるいは市議会に対して住民はアピールする。手っ取り早いのは、行政に要求することなのですが、行政のコントロールという意味では、大事な政治チャンネルをうまく生かせないのではないかという気がしています。他方で、市政あるいは今後できてくる区政、あるいはもっと小さなコミュニティ単位の問題については大事であり、住民自治の一番の原点であり、やらなくてはいけないということは大方の人は理解しているのです。聞かれれば大事だと言うのです。では、どれほどの人が自分の時間を割いて参画するかというと、残念ながらきわめて絶望的です。参画する人というのは、そこに利害関係がある人。あるいはそういうものに極めて関心の高い方であり、現実的には、多くの人はそれが問題なければ黙っている。問題があれば声を出すような仕組みになっています。そういう意味ではきちんと広報広聴をやり、参加できるチャンネルを作りながら、市民を公共サービスの消費

者にしてしまわないような教育や実践活動が非常に必要だろうと思っています。平橋委員がなさっているような民生委員というのは特別地方公務員です。民間人としての感覚を持ち、公共性を担った活動をされている方々が社会にはたくさんおられるわけですが、そういう方々の支援も含め一人ひとりの人たちが、自分しか頼れない。あるいは役所しか頼れないのではなくて、もう少し自分たちで自分たちのことを考えていく機運を高めていく必要があるだろうと思っており、その一助としてこの自治推進に関する議論は考えていく価値があるのではないかと考えているところです。非常に端折って説明しましたが、昨年ノーベル経済学賞を受賞したオルソン氏というアメリカの政治学会の会長、政治学者ですが、この方はコモンズという研究をなさっています。コモンズというのは共有地です。今もイギリス等ではありますが、ある共有地、いわゆるメロウという牧草地は、その住民であれば誰でも使える。しかし、たくさんの羊や牛をある人がごっそり持っていったら、共有地はあっという間に消失する。年金制度や、救急医療、健康保険制度も、全てこの共有地と同じ問題を抱えていまして、乱用してしまえば壊す。地域社会についても似たような面があると思っています。地域社会の共有資源をきちんと自主管理していく。あるいは市の持っているマンパワーや財源、あるいは優位性。こういうものをきちんと大事に管理しながら動かしていくという観点を市民が持てば、もう少しよくなることができるのではないかと気がしています。

かつてNHKで、「バスが無くなった」とか、「泥棒が増えている」とか、色々な問題を解決するためのテレビ番組がありました。行政だって対処できるなら対処したいのですが、かつての千葉県松戸市の『すぐやる課』で対処できたように住民は税金を払っていません。逆に払っていないからこそ赤字になっているわけで、もっと払うか、自分たちでやるのか、あるいはそんなことも抜きにして、力やお金を持つ者だけが勝手に生き延びる社会にするのか。極端な言い方をすれば、こういう選択の中から私たちは持っているネットワークや資源をいかに生かすかという知恵を出し合う場としての自治の空間をぜひ大事にしていきたいと思っています。よろしいでしょうか。本題ではないので、また折々に触れていただくということで、本題に入りたいと思います。

では、資料3をご覧ください。構成は、「A総則」「B参画」「C協働」「D推進のための制度」「その他」です。まず、「A総則」の「趣旨」ですが、基本的にこの条例は、自治基本条例をベースに更にそれを充実させていくということから始まっていますので、そこを明確にしていく。それから、多くの委員から住民との情報共有が大事だというお話がありましたので、「情報共有を前提とした」ということを書き加えております。「定義」については、自治基本条例の中でも随分定義されておりますので、重複は避けつつ、「参画」や「協働」などの重要な用

語について明確化しておくことが必要だろうと思っております。次に「B参画」ですが、「参画の機会の拡充推進」「参画の対象」「参画の手法」ということで記載しております。議会は市長部局のコントロール下にありませんので含まれていませんが、その他の行政委員会を含めた「市長等は、情報共有を前提とした市民参画を拡充推進し、市民の意見等を施策へ反映する」。それから「参画の対象」は、「市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の対象を定め、これを実施する」。具体的な参画の対象を全て網羅して書き出すというのは逆に難しいことでもありますし、将来の発展を阻害するかもしれません。表現についてはまた検討していただくことになろうと思います。「参画の手法」についても、「市長等は、市民参画の対象の内容、段階、関係する市民の範囲に応じて効果的な手法や新たな手法を選択し、これを公表し、実施する」。既に、要綱、その他で定着しているパブリックコメントや審議会等についてはもちろん書けると思うのですが、議論の中でも出てきましたが、例えば無作為抽出の市民の方に議論していくような制度を社会実験していくとか、こういうことまで全て書くことはなかなか難しいだろうと思うのです。そういう参画手法が色々試みられ充実していくべきだということは明記しておくべきだろうと思います。次に2枚目ですが、「重要な参画の方法」ということで「パブリックコメント」です。「市長等は、パブリックコメントの対象となる具体的な事項及びその結果の公表について定める」。「審議会等」は、「市長等は、審議会等の委員の選任、会議の公開と公表について定める」「市民の多様な意見の集約」「市長等は、市政に関するアンケート調査や意見交換等により、市民の意向を積極的かつ的確に把握する」ということでございます。

次に、3ページを開けていただきたいのですが、ここは「協働」です。協働につきましても、拡充推進していくというスタンス。それから「協働の形態」。「協働における市民の役割」。「協働における市長等の役割」ということが記載されております。従来、憲法その他の法律というものは行政を縛ることを目的として作られてきた面もあります。ただ、やはり住民、市民が、協働のパートナーとして重要な主体だろうと思っておりますので、市民の役割というものも書き加えております。順次見ていきますと、「協働の取組の拡充推進」、「コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、自助・共助・公助による社会を実現していくため、対等な立場で相互に補完し合い、活動が活発化していくよう協働の取組を拡充推進する」。「協働の形態」ですが、「コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、事業ごとの目的及び目標を共有し、事業協力や協働契約等の効果的な形態により協働に取り組む」。「協働における市民の役割」ですが、「コミュニティ活動を行う市民は、自治推進を担う者としての自覚を持ち、活動の充実に取り組む。また、活動の目的及び内容については、広く市民への周知を図り、必要に応じ他のコミュ

ニティ活動を行う市民と連携、協力する」「協働における市長等の役割」「市長等は、コミュニティ活動の推進に関する総合的な施策を実施し、市民の自主性や自立性を尊重しながら、必要に応じ協働が円滑に進むための環境を整備する」。それから、こういうものを推進するための活動推進ツールですが、これも皆さんから何度か出されておりました。あるいは、その前に行われておりました「新しい公共」に関する議論の中でもここについては集中的に議論が行われてきたものでございますが、まず、情報収集と提供ということで、「市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、活動に関する情報を収集するとともに、その情報を市民に対して積極的に提供する」。「活動の場の支援」「市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、市民活動支援センター等の拠点を整備するとともに、地域の公共施設等を活用して活動を支援する」。「活動資金の支援」「市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他必要な財政的支援の仕組みを整備する」。それから「人材育成」これも、多くの方がおっしゃられたことですが、「市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、活動に関して広く学べる機会を設けるなど、活動を担う人材の育成に必要な環境を整備する」。そして、4ページ。「D推進のための制度」の「拡充推進の仕組み」ですが、合意形成の場が必要だろうと思います。「市長等は、自助・共助・公助による社会を実現していくため、コミュニティ活動を行う市民が合意形成できるよう環境を整備する」。それから、「地域の合意形成」「市長等は、小学校区等の身近な地域におけるコミュニティ活動を推進するために必要な情報の共有を図るとともに、関係する市民が円滑に合意形成できるよう環境を整備する」。それから、「特定の分野の合意形成」です。これについても何人かの委員にご意見をいただいております。「市長等は、環境、福祉等の特定の分野におけるコミュニティ活動を推進するために必要な情報の共有を図るとともに、関係する市民及び市長等が円滑に合意形成できるよう環境を整備する」。「協働の提案」「市長等は、合意形成の場において、コミュニティ活動を行う市民が協働提案できるよう取り組む」。既に市長への手紙、その他があるわけですが、この項目は今後、地域、小学校区や区。こういうなかで、さまざまな取り組みについてのご提案が合意され、市の制度に取り入れていく。個人の提案は別のチャンネルでまた保障されているわけですが、集合行為というか、皆さんの気持ちとして出していく機会を整備しておこうということです。それから「参画と協働の検証」。「市長等は、毎年度、事業における参画と協働の取組に関し進行管理を行うとともに、その結果について検証する機会を設け、公表する」。「その他」ということです。「条例の見直し」、「政令市移行や成果検証に基づく条例見直しを定める」。それから「委任」「条例の施行に必要な事項は市長が別に定める」。法律の立法的な技術に関わりますが、全てのことを一つの条文の中に入れることは通常やりません。不可能なことです

	ので、適宜内容を更新させていくものについては、委任する形で記載するという方法がとられますので、このようになっております。名称につきましては、正副委員長案は「市民参画と協働の推進条例」ということでお話をしました。「まちづくり」という響きのわかりやすさというご意見も十分いただいておりますが、わかりやすくという点については、条例を周知徹底させていく説明会やパンフレット等の中で追求していけたらと思います。項目と内容が整理できた時点でさらに再検討を加えていくことができればと思っております。以上が、私どもで整理した案でございますが、事務局から補足的な説明があれば簡単にお問い合わせしたいと思います。
事務局	では、補足説明です。資料３の太線内についてはただいま委員長よりご説明いただきましたが、反映した委員意見は「★条例に盛り込むべき項目と内容（案）に反映する委員意見」にまとめています。また、これまでいただいた委員からのご意見は、「委員からの意見、キーワード等【委員名】」にまとめておりますが、条例の構成に反映していないものについては右側に書き出し、更に３つに区分しています。「●＝規則、要綱等に委任するもの」「■＝具体的な事業等で取り組むもの」「▲＝引き続き自治推進委員会で確認・検討を行っていくもの」と分類しました。なお、この区分については、本日議論していただくため事務局で整理したものです。決定事項ではありませんので、これを元にご議論いただければと思います。
上野委員長	私どもからの説明は以上です。皆様のご意見や考えを伺いたいと思いますが、資料に「Ａ総則」「Ｂ参画」「Ｃ協働」「Ｄ推進のための制度」という大枠がございますので、この順番でお話を伺っていききたいと思います。まず、「Ａ総則」です。全般的な部分につきましてご意見がある方はお願いします。
西村委員	結論から言いますと「趣旨」ではなく「目的」にすべきだと思います。「趣旨」か「目的」かという話は色々ところで議論されていますが、他都市の条例をみても基本的に条例の場合は「目的」、規則や要綱の場合は「趣旨」となっています。なぜ「趣旨」にしたのかと関係者の方にお聞きしたところ、自治基本条例の第３１条に基づいて作るから、自治基本条例の目的を汲んでいるということなんです。自治基本条例は最高規範性といっていますが、この参画と協働の条例は個別条例です。自治基本条例検討委員会でも問題になりましたが、条例と条例は基本的には対等で、上下関係はない。では自治基本条例はどこで上下関係を作ったかといいますと、前文や第３８条で「最高規範性」を明記したのです。それを市長と住民の代表である議会が承認し、最高規範性として扱いましょうという合意が形成されています。私は、自治基本条例第３１条の解釈に問題があると思ったのです。「参画と協働を拡充推進するための基本的事項については別に条例を定める」となっています。それが、第３１条の趣旨です。参画と協働を拡充推進する

	ためには、パブコメの問題、審議会の問題、公募の問題、行政評価の市民参加、情報公開、共有の課題があります。これは、拡充推進するための重要な基本的な事項なのです。第31条では、こういうものは条例で定めなさいとなっているのです。では、どのような内容で作るべきか、という点については第38条で、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用にあたっては、自治基本条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ると規定しているのです。具体的な情報共有を前提とした参画協働の条例は、このように作りなさいというのは第38条なのです。第38条に基づいて、この条例を作っているか、それを検討しているかどうかなのです。自治基本条例は具体性という点で欠けるため、参画と協働の条例でさらに具体的に拡充推進しなければならないということが、自治基本条例で言っていることなのです。ところが、「趣旨」ということでいいという考え方は、自治基本条例に参画協働のことは書いてあるから、自動的に作成するというものでいいという見解なのです。これは自治基本条例の条文についての読み込みが不足している。私に言わせれば間違っていると断言できます。自治基本条例の第31条と第38条、それから第3条、第4条、第12条、第25条、第26条、第27条、第29条、第30条を考えますと、やはり「目的」と明確にさせていただきたい。参画と協働がどういう意味を持っているのかというと、自治を運営するうえでの基本原則であり、市政の基本原則なのです。第12条で明確に位置づけているのです。従いまして、参画と協働はどういう目的で、何を実現するかということをも明確にする必要があると思うのです。国語辞典によると、「趣旨」は趣き、考え方なのです。そうではなくて、何かを実現するために、その行動を規制し、どのように実現していくかということをも明らかにしているのが「目的」であるし、当然、方法や手段がここから出てくるわけです。この「趣旨」というような提案、考え方は、私は正しくないと思います。私も法律の専門家、学者の方にもお聞きしました。やはり条例は「目的」を明記すべきだということです。規則や要綱は「趣旨」で、条例は、「目的」とすべきです。参画、協働というのは市民の権利であり、市民が市政、まちづくりに参画していくということは重大なことです。したがって、市民にとってわかりやすい「目的」を明確にした具体的に拡充推進を進める内容のものを作るべきだと思います。
上野委員長	西村委員の意見について、他の委員の方で考えられることはありますか。
岩下委員	三鷹市の資料を以前いただきましたが、それを見ると、やはり「目的」です。「目的」と「趣旨」という言葉の意味を、辞書で確認してはいませんが、ニュアンスが随分違う気がいたします。どうしても「趣旨」でないといけないということであれば仕方ありませんが、どちらかといえば「目的」のほうが相応しいと思います。

上 野 委員長	委員の意見では「目的」のほうがよいのではないかということですが、事務局からの意見はありますか。
事務局	前回の会議まで「目的」と示していたものを、法制室と協議したうえで「趣旨」に修正しました。自治基本条例第31条には参画と協働を拡充推進するための基本的事項について別に条例を定めるとなっており、自治基本条例に定める目的を達成するために、この条例を設けるものであると認識しております。そういうなかで、「目的」としてしまうと、その内容次第で自治基本条例の目的とブレが生じる恐れもあります。従いまして、自治基本条例の目的を実施していく条例であるということから、「趣旨」と提案させていただいたところです。
西 村 委 員	なぜ、ここに目的を書いたらブレが出るのですか。説明してください。
事務局	解釈によってはブレが生じる可能性があるということです。
西 村 委 員	だから、どのような可能性があるのかということをお尋ねしています。
上 野 委員長	事務局の説明は、法令審査の担当課の意見ですが、この委員会としては「目的」がよいだろうという意見です。自治基本条例第31条の規定に基づきというよりも、自治基本条例全体を引き受けて、それを具体化するものとするのであれば、自治基本条例に基づき、こういうものを定めるという意味での「目的」でもよいのではないかというご意見でした。ここは条例の意味を書く部分です。私たちの答申がどれほど成案に反映されるかわかりませんが、こういう議論があり、委員会として「目的」にしましょうという形でよいのではないかと思います。荒木副委員長から何かありますか。
荒 木 副 委員長	先ほど西村委員が自治基本条例検討委員会の様子をお話いただきましたが、確かに一般的に条例と条例の間は対等であり差は無いとなっております。ただ、差はないけれども、自治の本義を市民の力によってどのように実現していくかと、そういう基本方向を明確化していくことを自治基本条例に持たせよう。そうすると、他の条例と違ったニュアンスを与えていく必要がある。いわゆる理念系として、一段高い規範性というものをこの自治基本条例に持たせようではないか。そのことを、首長も意思決定機関である議会も承認したということで、一段高い位置づけがなされた。その方向、方針に沿った形で、他の諸々の条例もそれを尊重するような形で、修正、解釈も踏まえましょうとこの4月1日からなったということです。法の体系性を考えますと、憲法が最上段にあり、各種法律があり、条例があって、規則、要綱、細則という形で、三角形のピラミッドが描かれているのが普通です。その意味からすると、条例と条例の間で、差をつけられないのではないかということが、日本行政学会においても一大論争になっています。私も

	上野委員長も法律学者ではありません。二人とも政治行政学者といったほうが、よいかと思えますけれども、そういう意味では立法過程でどういう市民のニーズがあるかを掘り起こして解決するための基準やルールといったものを作り上げていく、そういう立法過程、市民の意向をどう解決処理していくのかというような形でのルールづくりと言う点では、二人とも共通した考え方を持っていると思います。そういう意味から一つは、法体系上対等であるけれども、自治基本条例については熊本市議会において最高規範性を与えた。したがって、その最高規範性の下で他の条例もその方向で修正しながら進めていって欲しいとなっているので、自治基本条例の目的で謳っているからこの条例では趣旨でよいかということは、少し私も違和感を持っておりまして、条例、つまり、国で例えますと各種法律ですが、目的の無い法律は一つも存在しない。したがって、自治体の条例ではやはり「目的」と謳っておくほうが一般的、常識的ではないかと思えます。「目的」にするとブレが出るというのは、それは解釈上の問題でして、自治基本条例の目的に沿った解釈をすればブレは出ないはずですので、そういう形で解釈し、運用されればよいのではないかと考えております。正副委員長案として出しているながら言いにくいのですが、法律を制定していく形としては、「目的」にしておいたほうが無難であると思えます。私も全国の自治体の参画と協働の条例を調べたのですが、「趣旨」と表現されているところは見当たらなかったということもありますし、熊本市の特徴として「趣旨」とするということであれば、それはまた別の考えでしょうが、通常法律を作っていく場合の考え方であれば、やはり「目的」とすべきではないかと考えます。
上 野 委員長	それでは、おおかた委員の意見は「目的」がよいだろうということでしたので、私どもからは「目的」ということで提案するようにしたいと思います。他にお気づきの点、質問はありますか。 (委員の発言なし) なければ、次の「B参画」の項目に入ります。どなたからでも結構です。
西 村 委 員	「目的」について今確認されましたが、参画と協働を進める前提として、情報の公開や共有があります。8月30日に自治基本条例庁内推進会議が開催されましたが、その中で、情報共有と参画、協働。この3つはセットで、一つのものとして提案されているのです。情報共有なくして参画、協働はありえないのです。これは全国的な学者の方々の見解もそうですし、実際にやってみて、情報共有なくして参画協働は進まないわけですから、情報の公開や共有という項目を1項目入れたほうがよいのではないかと思います。1項目入れて、参画・協働と一つの体系的なものとして、市民が理解できるようにしたほうが条例の目的からいってもよいのではないかと思います。
上 野	情報共有というのは、何箇所かちりばめていますが、特出しして一項目定めた

委員長	ほうがよいという意見です。他に何かありますか。
荒 木 副 委員長	情報共有についての項目を、1条設けて欲しいというご意見ですか。
西 村 委 員	そうです。
上 野 委員長	他にご意見はありませんか。
長 塩 委 員	「C協働」の「活動推進」のところに、「情報の収集・提供」という項目が出てくるのですが、熊本市のホームページを見ていると、私が数年前に編集した「はあもにい」という冊子が今も載ったままなのです。私が気になるのは、その当時から内容が変わっていないのかということです。情報の収集と提供という話はこれまでも出てくるのですが、適切に管理すること、情報を出しっぱなしではなく、時期が来たら削除するようなことも含めたほうがよいのではないかと思います。
上 野 委員長	情報提供している内容についてチェックして欲しいということです。ホームページというのは、今を伝えるだけでなく、アーカイブ的に情報を蓄積して、これまでの議論や出されたものを確認するという意味でもとても大事なものであります。おっしゃった「はあもにい」については、単に新しいものを作っていないから古い物が出ているだけなのか、過去の歴史まで含めてみていただく価値があると判断して掲載されているのかは見当が付きませんが、多分にホームページは今だけの情報ではなく、特に私どもは古いデータを一生懸命探しますので、きちんと認知したうえで出して欲しいというご意見だと承っておきます。
岩 下 委 員	今、西村委員から情報共有という話がありましたが、5ページに「情報共有については、次のとおり盛り込むものとする」と色々書いてありますが、この辺りのところをこの中に盛り込むということですか。先ほどは、一つの条文として盛り込むということでしたが、どこかの部分にその文言を入れるということでもよいのでしょうか。
西 村 委 員	1条ではなく、必要な項目はいくつか、条文にできるものは条文にしていくということです。
上 野 委員長	私もまだ理解できていないのですが、色々なところに表現は書いてあるのですが、西村委員はとても重要なことだから、参画と協働にそれぞれ入っているけれども、もう一つ明示的に書いておいたほうが良いということと言われたのではなかったのですか。
西 村 委 員	いくつかの項目と内容が必要だと思います。市民が見て、情報共有を前提にして、こういう条項を守って参画と協働が始まると一種の体系的にわかるようにという意味です。

上 野 委員長	私どもは、何度も「情報共有を前提とした」ということを入れ込んでいるつもりなのですが、具体的にここの部分はこの表現がよいというものがありましたら、ご意見をください。
岩 下 委 員	そのほうがよいと思います。具体的におっしゃったほうがいいのかもかもしれません。
上 野 委員長	同じ気持ちを共有しているつもりであり、さらに参画と協働の情報共有、あるいは情報収集、少し表現は変えているところもあります。それはそのままにしておいて、1条、情報共有の原則を入れたほうがよいのかと理解したのですが。
西 村 委 員	一番の問題は、情報が出されないと市民はどこに参画してよいのかわからないことです。参画の機会の情報を公に提供してくれないとわかりません。全ての参画協働の前提には、情報の公開や共有があります。昨日もある関係者の方と「市政情報の市民提供に関する基本的な考え方」について話しましたが、これも問題があります。市民から何度か情報公開の請求があつて、提供した情報は公表するとなっていますが、何度か請求があつたものを公表することは、市民が情報公開請求をしなければ公表しないということにつながるのです。 自治基本条例では、情報は市民と行政の共有財産だとしています。第25条では「市政に関する情報は市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的且つ迅速に提供する」と書いてあるのです。ところが現状は、迅速、積極的ではありません。一度、市民が情報公開条例で請求したものでないと公表しないとなっているのです。特殊なものは別ですが、原則、全て公表するということをこの条例でも明記する必要があるのです。また、個人情報についてはどうするか。個人情報が含まれるから全て出さないのか、個人情報だけを黒塗りにして他の部分は出すのか。こういう具体的なものが必要なのです。 それからこういう問題もあります。同じく「市政情報の市民提供に関する基本的な考え方」に書いてあるのですが、情報提供の時期は、「提供可能になった日から14日以内に提供する」となっています。すぐに公表できるものを14日かかって出すのです。こういうものも、もっと早く出せるのです。それは早く出すと言えいいのです。早く出そうとせず、14日となっているのです。それから、審議会等の会議録もどうなっているかというと、1ヶ月以内に情報を提供するとなっています。実際、色々な議論を集約して考えて提案していこうと思うと、1ヶ月後では駄目なのです。具体的に情報を共有するという問題については、どういう情報は、原則、全部出す。そうじゃないものについてはどうするか。それからもう1つ。市民参画をしていく上で何が大事かというと、市民にいつ審議会があるかということを知らせなくては駄目なのです。これを知らないと傍聴には行けないのです。これをどうするかということです。いつまでにこれを出すか。ところが、今の行政のどこの課とは言いませんけれども、開催の情報を知らせない。

	決まっても情報を出さないのです。なぜ出さないかという、要綱に基づいて出さない。つまり、裁量行政が進んでいるわけです。これは現実に経験したことです。情報提供の時期、方法を明確にすべきです。そこで、第 31 条の問題です。拡充推進するのは基本的事項なのです。参画の方法、対象、それから手続き、この 3 つはセットじゃなければならない。手続きを課の裁量に任せていることで、参画の障害が起こっている。積極的な課長がいるところはどんどん情報が出され、そうでない課長のところは出さないのです。こういうばらつきがあるのです。庁内で統一するためにも、やはり今度の条例の中にこういうものは明確にしたほうがよいのではないかと思います。これまで調べたことや、経験に基づいて発言させていただきました。
上 野 委員長	情報共有が重要だということについて異論はありません。ただ、私自身はもちろん市民は全ての情報に個人情報を除いてアクセスできる権利は、別途、情報公開法等で保障されています。この自治基本条例や参画と協働の推進条例の中に、あらゆることを盛り込んでしまうと何をやっているのかわからなくなってしまうという懸念もあります。今、西村委員がおっしゃったような個別の情報が出てこなかった経験であるとか、あるいは時間がかかったとか、それぞれの理由や、何らかの意図があるのかもしれませんが、こういうものを画一的にこの条例の中で解決していくのは無理だろうと思いますので、そういうご意見も踏まえて情報共有が重要だということがこの条例の中に生かされていくと。それを保障する手続きというのがさらに別の条例やあるいは実施過程において、住民と行政の中で使ってみて、新たな形ができてくるようにしていくほうがいいのではないかと感じたところです。他にもまだご意見をいただきたいところがあるので、委員の皆さんは、何ページのこの項目について意見を言いたいということでおっしゃってください。
中島洋 委 員	西村委員を中心に大変ご熱心な意見を拝聴していたのですが、私は条例の文言や語尾について議論を交わすほど習熟しておりませんので、多少、論点というか趣旨からずれるかもしれませんが、このたたき台を見ますと、これに意見を加えたり、こうしたいということは、私個人はないのですが、「目的」については私も同意します。物事をそのケースでいいものを作っても、あるいは組織でも同じですが、よく言われますのは 2 : 6 : 2 という原則がありまして、どんなにいいものを作っても、それを理解して引っ張っていくというのは、上の 2 割です。6 割というのは、どれだけ影響を受けてそちらのほうに自分が参画するかという意識を持つ層です。残りの 2 割は、どれだけいいものを作ってもどれだけ努力しても、ほとんど無関心なのです。こういうものは全て私の経験からも言えるわけですが、どんな立派な条例を細部にわたって練り上げて作っても、結局、市民への伝わりやすさがなかったら何の意味もないので、いかに情報を多くの市民に届

	けることができるのかが、究極の目的になってくると私は思います。この意見が、皆さんのお話を聴いて思った感想です。
上野 委員長	いかにいいアイデアを作っても実施されなければ意味がないわけです。いかにこの条例が、私たちが使う実効性のある道具にしていくかという観点。そこについても考えていくべきだということです。そもそも、この委員会の最大のミッションもまさにそこにあるわけで、ぜひご意見を賜れればと思います。
松崎 委員	今、中島委員がおっしゃったように、どんなにいいものを作っても、それを実行する、もしくは情報が集まっている場を、市民に知らしめていくことが大事だと思っているのです。もちろん行政には色々な情報がありますが、市民は行政の担当部署に行って情報を得るというのはなかなか難しいし、敷居が高いです。そうではなくもっと、市民の中から行政の情報だったり、市民の情報だったり、市のまちづくりに関わるあらゆる情報が集約できている場所がまず必要だということと、それだけでなくそこに機能を持たせる。利用して、何かをやっていこうとする活動を支援していくような、もしくは出会える場を作っていくような、そういう機能を持った場、拠点が必要だと思っています。そういう意味では、「C協働」の「活動の推進（相互支援）」というところに含まれると思うのですが、ここがこの条例を生かすための全てのところになってくるかと思いますので、場と機能の支援。それから、それにはどうしてもお金が必要です。個別のお金というよりも、そういうことを推進していくためのお金。はっきり言えば資金の問題です。こういった財政状況ですから行政だけでは難しい。そこに市民の浄財といえますか、寄付文化はなかなか日本人にはなじまないかもしれませんが、参画もしくは参加する一つのきっかけは寄付という方法もあるのです。「人・物・金・情報」を少しずつ持ち寄る、出し合う意味でも寄付をして、自分の寄付がどのように使われているのかリサーチできるような制度や機能を設けることで、企業も寄付によって活動支援、もしくは参画するという気持ちになれます。協働はなかなか難しいのですが、参加、参画のステップから言えば 500 円でも千円でも、子どもだったらお小遣いの 100 円でも出して、参加していく方法を保障していくのが機能や場の支援ですので、うまく言えませんが、後ろ盾になるような条例にしていきたいと思います。
上野 委員長	私も同感で、今も様々な行政施策やプログラムが動いておりますが、この条例が規定された後、もう一度そういうものをきちんと整理して、具体的に市民が参画し、何か起きていくような機運に持っていけたらと思います。ただ、他方で先ほど説明しましたように、市民は自分に利害がなければ参加しないというのも現実なのです。きれい事を言うのではなく、興味のない人たちにも関心を持っていただく機会を作らなければいけないでしょうし、逆に言えば色々な分野の人がそれぞれに参画すると、それはそれで十分なのです。行政も、基本的には住民を巻

	き込んだり意見をいただくという意味では、情報を隠す市政はほとんどないだろうと思うのですが、出し方の問題であるとか、あるいはタイミングであるとか、こういうものについてはまだまだ向上する余地があると思います。ただ、例えば環境の生データをもらっても私たちはわからないのです。そういうものは、マスコミとか、環境に関心のあるNPO団体が「おかしいぞ」ということを言うていただく市民は関心を持つ。そういう意味では警報機になるような市民団体やさまざまなメディアの活動というものが、多分に住民参加を支えていく重要な機運になると思うのです。だから、市民参画というのは、市民だけでなくさまざまな主体がいかに協働し合えるチャンスを増やすのかなという感じも持っております。
平 橋 委 員	上野委員長からいただいた資料「ソーシャルキャピタルと地域社会の未来」を読ませていただきました。私は地域社会の現実にあります。私たちは、家族が居て、お隣が居て、隣保組、町内、そして校区があって、熊本市があると考えているのです。全てがそうで、この前、国勢調査で動いている時に、長塩委員にお会いしました。なんと、家のすぐ側が職場だったということがわかりました。情報交換もできると嬉しく思いました。地域で何かをするならば、企画が大事です。松崎委員がおっしゃったように、どうしても活動資金が必要です。埋蔵金（助成金）発掘が私の趣味ですが、熊本市の「市民活動支援センター・あいぽーと」にも助成金の情報はありますし、インターネットで探せばどれだけでも埋蔵金発掘のチャンスはある。ただそれをどうやってやるか。やる気が必要だと思います。先ほど、中島洋一委員がおっしゃった2：6：2。みんな関心の高い「2」に入ってくれば全てが生きるんだと思ったのです。前回の会議以降、まず、熊大生と学園大生のインターンシップを熊本市から受け、地域のことを紹介しました。それから、民生委員の活動。校区の夏祭りも実施しました。9月には敬老の日の記念品を配りました。
平 橋 委 員	私の住んでいる地域には70歳以上の高齢者が118人いらっしゃいます。 それから、国政調査、農園でじゃがいもの植え付け。小学校2年生の学年行事ということで植えていただきました。先ほど上野委員長から共有地（アメリカのコモンズ）の話がありましたが、苗や種は地域で準備し、みんなの共有の物ということにしています。これも助成金を活用しました。また、保護士の活動も行いましたが、毎日毎日地域でボランティアとしてやっておりますと、息つく暇はないのです。条例に関して、理解して疑問に思う人がどれほどいるのだろうかということについて、私も正直、2：6：2をしっかりと認識したところでございます。
上 野 委員長	平橋委員の存在が、地域の公共性を担っているということがよくわかりました。そういう人が本当に2割出てくればもっと変わるのでしょう。
中 島 久	盛り込むべき項目として私が出した意見がきちんと反映されていると思いま

美 子 委 員	す。私も法律の専門家でも何でもありませんので、条例の内容、条文についてどこまで考えればよいのか悩んだ部分もあったのですが、要はこの趣旨というか目的が、たくさんの市民に理解してもらって広がっていくことが成果だと思います。音楽に例えるなら楽譜があって、それを演奏してくれる人がたくさん居て、地域にハーモニーが広がっていくということがこの条例を作る意味だと思うのです。地域コミュニティが崩壊しているなか、それに気づいている一部の市民によって担っている部分がとても大きいので、よりたくさんの方が何か自分も関わってみたいとか、つながりを広げていきたいと思うところに向かっていけたらいいのではないかと思います。
上 野 委員長	余談になるのですが、私は今、幸福について研究会を行っています。昔は、良い家に生まれたとか、お宝に恵まれたとか、良い地位につけたとか、ある状態に恵まれた人は幸福だという理解だったのですが、最近、幸福は追求するもの、獲得するものになってしまったのです。幸福追求権という言い方をする場合もありますが、自己実現に向かって人々が自由に活動する良さと共に、幸福とは何かを追求するだけでは幸福になれないということも随分見えてきています。幸福を確認するために一生懸命働いて、妻にダイヤモンドの指輪を贈っても、妻と全く会えない家庭が幸福かというところではないわけです。社会心理学の研究でもわかってきたのですが、何が幸福なのかというと、英語で言うとギブ (give) です。人に対して何か貢献すること。人のために何かしたいと考えることが自分に帰ってくる。自分のことだけを考えて行動しても、なかなか自分自身が幸福にならないというのがどうも人間の性のようなものです。そういう意味では、公共を参画と協働で確立しようとしている目的は色々あります。政治をうまく動かすとか、もう一つは私たち自身が社会をうまく作り、そこから平橋委員のように充実感なり、あるいは感謝をいただきエネルギーにするような仕組みが少しずつ広がっていけば良いと皆さんの話を聴きながら思いました。
西 村 委 員	先ほど、中島洋一委員が「いいものを作っても」とおっしゃいましたが、「いいもの」はあるのです。無いといっているわけではないのです。何日以内にきちんと情報を伝えなさい、公開しなさいという取り決め、要綱はあるのです。問題は、それが守られていないということです。だから、この条例で、いくつかの情報公開を明確にすべきだという主張です。その辺は説明が足りませんで、誤解があったと思いました。良い要綱があっても一部の行政職員が守っていないとすることが問題。もう一つは人材育成の問題で、熊本市に人材育成センターがあります。これは職員だけが利用できるシステムになっています。これを、市民も使えるようにしたらどうだろうと思います。
上野 委員長	熊本市の人材育成センターは職員研修所ですが、事業を協働で作る市民を育てるようなセンター機能というものを持たせてもよいかもしれないというご意見

	です。いずれにしろ、人材を養成していくということなので、既にあるプログラムと合わせて、もう一度体系化していくことが必要かもしれないです。最後に荒木副委員長よりご意見をお願いします。
荒 木 副 委員長	中島洋一委員のご意見にありました2：6：2は、非常に大事な指摘ございまして、我々が市民意識調査をやりましても1割から1割5分の市民が、ある事について感心を持ち、それに参加し活動することが多い。建前上は、半数近くの人が参画協働すると回答しますが、実際はなさっていない。その証拠に、熊本市が区役所の説明会をやろうとしたとき、一人も参加されないことが2回も発生したと新聞記事に載っていました。市民が自治の主人公であるわけですから、それを主張するのであれば、それなりの責任も一定程度は果たしてもらわないと自治になりません。自治推進なんて言っていながら自治は後退するだけです。今日の会議の委員の意見を聴いておりまして、今日会議が始まる前に吉田委員とお話させていただきましたが、市民が日常生活の中で、実感できるルールでありたいとお話されました。市民生活の中で実感できるのは一体何かというと、我が家、隣近所、それからコミュニティ。熊本市で言いますと、町内会の中に班や隣保組。私はマンション住まいで、マンションの管理組合の役員もしていますが、その中では皆さん一生懸命活動をなさる。これは実感できるし、身近な利害関係が発生するのです。それをいきなり、70 万人以上の熊本市全体に置き換えて実感しろと言われても実感できないかなという感じです。そうすると、どうしても町内会、校区自治協議会、区などのシステム化したルールの周知徹底の方法、情報共有が必要です。参画協働にとって、情報共有は前提条件であることは間違いないわけです。ところが、その情報は行政だけが発信するだけではなくて、市民生活の中から発信することも考えておかないといけない。市民生活の中から出てくるものを、市民がどうやって互いに共有し合っていくかということ、町内会の中の班とか校区自治協議会あたりで瓦版的なものを流し込んでいけば、共有されていき、それが実感されていく。自分が住んでいる地区にはこういう問題があるとか、原因はこうだから、それをみんなで協力して解決していこうとすると、先ほどの2：6：2が、3：5：2ぐらいになる可能性もある。それをもって、行政に対応していくという形に作り上げていく必要があるから、まずは市民が実感できるルールをどうするかということ。それが、皆さんのご意見をメモしながら感じたこととございまして、いくら追求しても幸福になれないというのが世の常でございまして、何が幸福かということ、自分が満足するということです。あることについて理解し、自分が手を出して理解したことが実現できた時、その人は満足するわけです。それをこういう参画協働の基本的な考え方にも入れ込んで、そしてルールを作っていくのであれば、そのシステムをもう一度考えてまとめていきたいと思っております。

中 島 洋 一委員	10月10日に「全国まちづくり会議 in 熊本」というイベントがあります。今私たちが議論していることと関係がある内容がございますので、お知らせします。いくつか自由に参加できる部会がありますが、その中に協働のまちづくりとか、地域マネジメント交流会というものがございます。
上 野 委員長	都市計画や建築関係の方々がやっておられるイベントで、姜 尚中さんもお出でになられるので、具体的に実践の場の議論が行われると思います。色々なご意見をいただきましたが、あまり厳しくご指摘もいただかなかったようですので、それなりに方向性は間違っていなかったのかと安堵いたしました。 2（４）答申案について 今日いただいたご意見も含め、もう一度、正副委員長で相談しながら、答申案の形にまとめて少しご意見をいただこうと思っております。もし、そこで修正できるならその場で答申案の形にしたいというのが私の考え方です。答申案について事務局に一応のイメージを作っていたので、説明を簡単をお願いします。
事務局	答申案の見本を作りました。この区分ですが、「条例に盛り込むべき項目と内容」ということで、今日ご議論いただきました太線の枠内で、条例の「趣旨」が「目的」に変わると思います。それから、答申に付する意見、また委員会での主な意見ということですので、委員長もおっしゃいましたように、今日のご意見も踏まえて正副委員長と協議し、次回提案させていただきたいと思います。
上野 委員長	3 次回の開催日程 今までの経過や、これからの進め方についてご質問はございますか。次回の開催日程は10月中旬と考えております。 （各委員スケジュール確認） 10月14日木曜日午前9時30分からで、どうぞよろしくお願いします。 4 閉会 たくさんのご意見をいただきありがとうございました。これで第4回の自治推進委員会を閉会いたします。